

## 越生町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

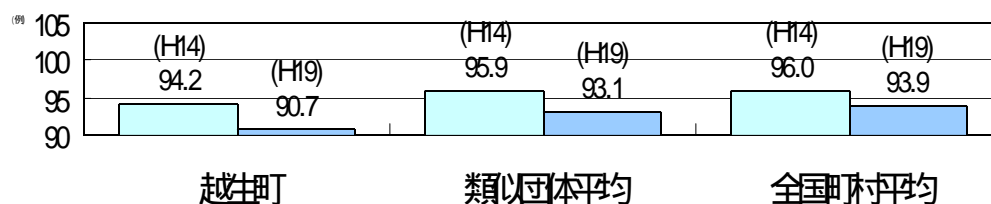
区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 13,310	千円 3,593,161	千円 164,249	千円 958,333	% 26.7	% 27.3

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)17年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 108	千円 413,061	千円 65,153	千円 171,885	千円 650,099	千円 6,019	千円 5,953

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。  
 3 職員数には、水道課職員(8名)、国民健康保険・国民年金担当職員(3名)、介護保険担当職員(3名)は、入っていない。

## (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## (4) 給与改定の状況

月例給

区分	国の人事院勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
20年度	387,642円	387,506円	136円 (0.04%)	—	—	—

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、国の人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。越生町には人事委員会がおけないため、給与勧告がないため、国の人事院及び埼玉県の人件委員会の勧告をもとに給与改定を行っている。

特別給

区 分	国の人事院勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
20年 度	4.50月	4.50月	0月	—	4.50月	4.50月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

#### 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
越生町	43.8歳	3,244百円	372,476円	360,924円
埼玉県	43.8歳	3,676百円	450,191円	410,973円
国	40.7歳	3,257百円		383,541円
類似団体	43.0歳	3,238百円	374,175円	352,547円

\* 埼玉県・国・類似団体は、平成19年4月1日のものです。

#### 全職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
越生町	43.2歳	3,179百円	362,477円	358,747円

(注)1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、国は、平成19年のものである。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 一般行政職には、保育士、保健師、税務課職員、水道課職員、教育委員会指導主事の人数等を入れないものである。

3 全職員は、一般行政職(91名)、保育士(10名)、保健師(6名)、税務課職員(11名)、水道課職員(8名)、教育委員会指導主事(1名)を含むものであり、合計127名である。

### (2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区 分		越 生 町	埼 玉 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	176,800円	172,200円
	高校卒	139,000円	142,800円	139,000円

\* 越生町は、保育士、保健師、税務職、水道課(企業職)職員等すべての職員が同じ給料表であり、他団体との比較のため一般行政職とあるが、全職種共通である。

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（20年4月1日現在）**

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	2,824百円	3,022百円	3,454百円
	高校卒	2,104百円	2,670百円	3,188百円

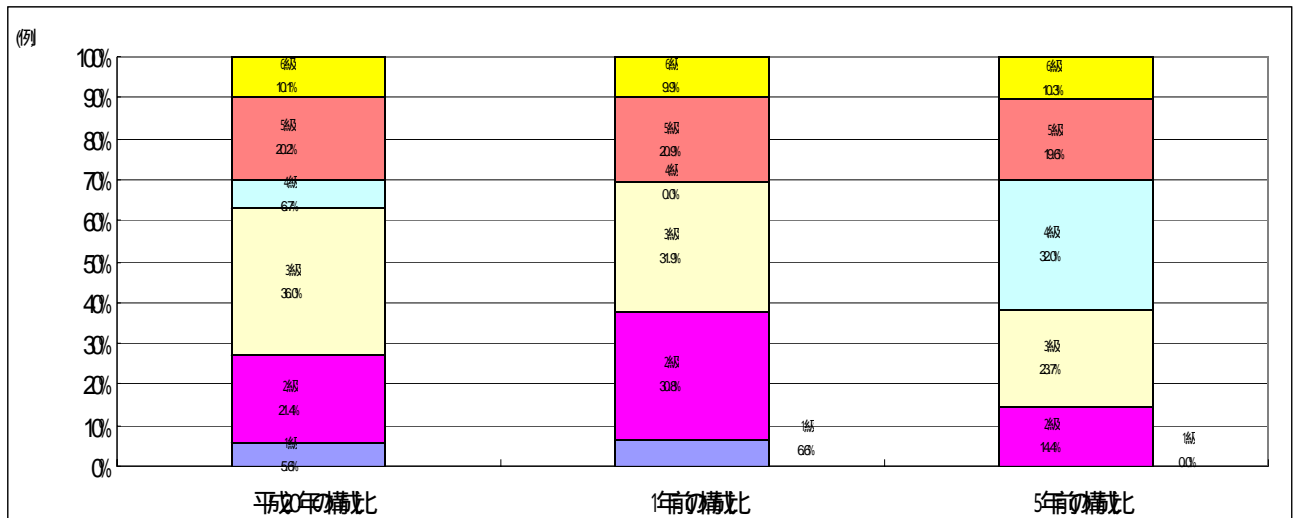
\* 全職員。10年は、10年～15年、15年は、15年～20年、20年は、20年～25年の平均額である。

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

**(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）**

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事の職務	5 人	5.6%
2 級	主任の職務	19 人	21.4%
3 級	主査の職務	32 人	36.0%
4 級	主席主査の職務	6 人	6.7%
5 級	課長補佐・主幹の職務	18 人	20.2%
6 級	課長・参事・専門監の職務	9 人	10.1%

(注) 1 越生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に6級制から5級制に変更し(旧給料表の1級及び2級を統合)、平成20年に元の6級制に戻した。

**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

平成18年度から勤務評定を年1回から年6回実施としたが、回数が多すぎることから、平成19年度に年4回として実施し、職位評価、業績評価、勤務評定要素基準評価を実施し、基準日を12月1日として、1年間の勤務成績をを1月の昇給に反映している。評価は、A、B、C、D、Eの5段階とし、Aは、極めて良好の者で全体の5%以内、Bは、特に良好の者で全体の10%以内とし、Cは、良好、Dは、やや良好でないとし、Eは、良好でないとして、この評価により昇給を行っている。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

越 生 町	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,597千円	1人当たり平均支給額(18年度) 千円	-
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.7)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.7)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。しかし、越生町には、再任用職員を採用していない。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成18年度から勤務評定を年1回から年6回実施としたが、回数が多すぎることから、平成19年度に年4回として実施し、職位評価、業績評価、勤務評定要素基準評価を実施し、基準日を6月1日、12月1日として、それぞれの基準日の半年間の勤務成績をを6月・12月の勤勉手当に反映している。評価は、特に優秀、優秀、標準、標準未満とし、評価により、一定金額を加算、又は減額して支給している。

### (2) 退職手当(20年4月1日現在)

越 生 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算措置(2%~20%) 1人当たり平均支給額 16,142千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算措置(2%~20%) 24,085千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

#### (20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		21,899千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		202,769円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内	4%	108人	0%

普通会計分である。(水道等を除く。)

## ( 2 2 年度の制度完成時 )

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
町 内	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

- \* 越生町は、国の支給率の設定が、0 %のため、段階的に引き下げ、平成22年4月1日までに、0 %とする条例を可決済みである。なお、埼玉県等へ派遣している職員については、派遣団体の支給率と国が設定するその地域の支給率を比較し、低い方の額を支給する。なお、派遣している職員は、現在2名である。(埼玉県へ1名、川越市へ1名)

## (4) 特殊勤務手当 ( 2 0 年 4 月 1 日 現在 )

越生町は、特殊勤務手当を廃止しており、支給していない。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 ( 1 9 年度決算 )	3 , 9 8 5 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 1 9 年度決算 )	3 7 千円
支給実績 ( 1 8 年度決算 )	3 , 4 1 0 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 1 8 年度決算 )	3 3 千円

## (6) その他の手当 ( 2 0 年 4 月 1 日 現在 )

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 ( 1 9 年度決算 )	支給職員1人当たり平均支給年額 ( 1 9 年度決算 )
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族一人につき6,500円 特定期間のある扶養親族としての子については、5,000円を加算	同		千円 1 4 , 5 3 1	円 2 2 3 , 8 5 1
住居手当	借家等居住者 家賃に応じて支給 ( 最高限度 27,000円 ) 持ち家居住者 4,500円	異	国：持ち家居住者は、2,000円( 2年間 )	千円 4 , 4 7 2	円 8 0 , 6 1 0
通勤手当	交通機関 ( 電車等 ) 利用者 運賃相当額 ( 原則として6か月分を年2回支給 ) 交通用具 ( 自動車等 ) 利用者 距離に応じた額 ( 2キロ以上 )	同		千円 3 , 4 4 9	円 4 7 , 7 4 2
管理職手当	課長 10% 課長補佐 7% 主幹 6%			千円 1 0 , 8 3 8	円 3 4 2 , 8 2 4
休日勤務手当	時間外勤務手当による。			千円 -	円 -
日直手当	日額 4,200円 ( 年末・年始のみ加算措置、1月1日 8,000円、12月31日・1月2日・3日 6,000円、12月29日・30日 5,000円加算 )	異	年末・年始の加算措置	千円 1 , 0 8 4	円 1 0 , 4 4 7

## 5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	586,400円 (733,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 896,000円 / 480,000円
	副 市 町 村 長	554,400円 (616,000円)	690,000円 / 467,200円
	収 入 役	— 円 (— 円)	600,400円 / 511,200円
	報 酬	議 長 (— ) 副 議 長 (— 円) 議 員 (214,000円) (— 円)	408,000円 / 230,000円 340,000円 / 176,000円 320,000円 / 155,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(20年度支給割合) 4.40月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(20年度支給割合) 4.40月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(算定方式) 給料月額×勤続期間月数×30/100 給料月額×勤続期間月数×21/100 —	(1期の手当額) (支給時期) 12,314,400円 退職後 6,209,280円 退職後
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 3 類似団体の金額は、平成19年度のものである。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

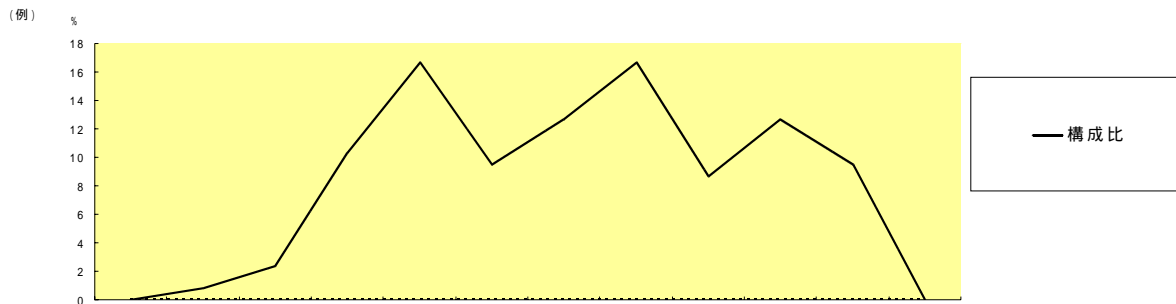
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2		
	総 務	31	31		
	税 務	11	11		
	農 林 水 産	7	8	-1	農業集落排水事業終了による減
	商 工	4	4		
	土 木	8	9	-1	グループ制のグループ統合による減
	民 生 衛 生	20	20		
	計	93	95	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.7人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.93人)
	教育部門	16	17	-1	保健体育業務の縮小による減
	消防部門				
	小 計	109	112	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.9人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 106.59人)
公 営 企 業 計 等 部	水 道	8	8		
	国民健康保険	3	2	1	後期高齢者医療業務の開始による増
	国民年金	2	2		
	上野東土地区画整理	1	1		
	介護保険	4	3	1	介護保険業務増大による増

門	小 計	18	16	2	
	合 計	127	128	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.5人
		[169]	[169]	[ ]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む数字である。)  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 類似団体の数字は、平成19年度のものである。

## (2) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	1	3	13	21	12	16	21	11	16	12	0	126

\* 教育長を含まない数字である。

## (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数	人	%
135	127	8	5.93

\* 教育長を含む数字である。

(参考) 越生町定員管理適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成14年4月1日	平成25年4月1日	114人

## 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	17年～20年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	104	97	95	93	-	94
	増減		-7	-2	-2	-11 (100%)	
教育	職員数	17	20	17	16	-	18
	増減		3	-3	-1	1 (100%)	
消防	職員数		-	-	-	-	
	増減		-	-	-	(%)	
公営企業 等会計	職員数	14	14	16	18	-	15
	増減			1	2	4 (%)	
計	職員数	135	131	128	127	-	127
	増減		-4	-3	-1	-8 (80%)	-8

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 287,071	千円 11,709	千円 48,281	% 16.8	% 16.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)18年平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 7	千円 29,558	千円 6,135	千円 12,588	千円 48,281	千円 6,897	千円 6,735

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

職員数は、年度途中で1名減となった。(4～1月まで8人、2～3月まで7人)

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
越 生 町	43.4歳	321,742円	542,439円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。



## 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	越 生 町
1人当たり平均支給額(19年度) 1,573千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,597千円
(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3月分 1.5月分 (1.6)月分 (0.7)月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3月分 1.5月分 (1.6)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。しかし、再任用職員はいない。

### イ 退職手当

4(2)参照

### ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		1,593千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		227,571円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
町内	4%	7人	4%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
町内	0%	0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

\* 越生町は、国の支給率の設定が、0%のため、段階的に引き下げ、平成22年4月1日までに、0%とする条例を可決済みである。なお、埼玉県等へ派遣している職員については、派遣団体の支給率と国が設定するその地域の支給率を比較し、低い方の額を支給する。なお、派遣している職員は、現在2名である。(埼玉県へ1名、川越市へ1名)

### エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

特殊勤務手当は、支給していない。

### オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	1,041千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	148千円
支給実績(18年度決算)	694千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	139千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族一人につき6,500円 特定期間のある扶養親族としての子については、5,000円を加算	同		千円 1,590	円 318,000
住居手当	借家等居住者 家賃に応じて支給（最高限度 27,000円） 持ち家居住者 4,500円	同		千円 801	円 160,200
通勤手当	交通機関（電車等）利用者 運賃相当額（原則として6か月分を年2回支給） 交通用具（自動車等）利用者 距離に応じた額（2キロ以上）	同		千円 409	円 51,125
管理職手当	課長 10% 課長補佐 7% 主幹 6%	同		千円 670	円 335,000
休日勤務手当	時間外勤務手当による。	同		千円 -	円 -
宿日直手当	業務を委託しているため支給なし。	-		千円 -	円 -

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
8 人	8 人	0 人	0 %

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

6(3) を参照